

「特に優れた業績による返還免除」

「特に優れた業績による返還免除」とは、大学院第一種奨学生で本年度中に貸与終了となる者のうち、大学院在学中に優れた業績を挙げた者として、大学からの推薦を受け、機構が認定した場合に、貸与金額の全額又は半額を免除する返還免除制度です。希望者は以下のとおり各所属研究科教務掛等へ申し出てください。

1. 対象者

大学院第一種奨学生採用者で、本年度中に貸与が終了する(した)者（満期・辞退・退学 等）

○課程修了は要件とはしませんが、貸与終了時の在学している課程で優れた業績を挙げたことが必要です。

○日本学術振興会特別研究員採用予定者で、本年度中(令和 6 年 3 月まで)に日本学生支援機構の第一種奨学金を辞退等貸与終了する者は、今回の免除申請の対象となります。

○第二種から第一種へ移行した(追加採用等により変更となった)者は、第一種奨学金分のみが対象となります。

2. 提出書類及び期限

○出願書類交付：令和 6 年 1 月 16 日（火）～

京都大学大学院農学研究科HPよりダウンロード願います。

HOME>>事務手続>>学費・奨学金>>授業料・免除・奨学金

<http://www.kais.kyoto-u.ac.jp/japanese/procedures/tuition/>

○出願期間：令和 6 年 1 月 31 日（水）～ 2 月 2 日（金）

9 時～12 時、13 時～17 時（期間厳守）

農学研究科大学院教務掛窓口で受け付けます。

○提出書類：①令和 5 年度業績優秀者返還免除申請書（様式 1）

②特に優れた業績を証明する資料

※「成績証明書」は、業績が「授業科目の成績」に該当する場合のみ提出が必要
（修士は成績証明書を提出、博士は「証明書{成績(研究内容)}」を提出）

3. 返還免除額

選考の上、貸与金額の全額又は半額が免除されます。

（注）本学から日本学生支援機構に推薦された者全員が免除される訳ではありません。

4. 免除者の決定時期

2024 年 7 月下旬(予定)

日本学生支援機構より免除決定者へ直接通知されます(本学から日本学生支援機構に推薦されなかった者については、所属研究科教務掛等において確認してください)。

5. 注意事項

(1)令和 6 年度貸与期間が残る者で、令和 6 年 3 月以降の奨学金を継続しない者

〔辞退者(令和 6 年度日本学術振興会特別研究員内定者を含む)・退学予定者〕

本年度の返還免除対象者となります。申請を希望する場合には、事前に継続願において、「奨学金の継続を希望しない」とするか、別途異動願「辞退」を提出するか、いずれかの方法により次年度に継続しない手続きが必要となります。前者については、1月14日までにスカラネット・パーソナルで入力手続きを行ってください。1月15日以降に修正を希望する場合には、別途 **2月19日(月)までに**教育推進・学生支援部学生課奨学掛へ「異動願」を提出してください。異動願の様式は 京都大学ホームページ>日本学生支援機構奨学金の「異動・月額変更手続きについて」にあります。

(2)返還の手続き

返還免除申請する者も、**必ず返還の手続きが必要**です。まだ、返還の手続きをしていない者は、至急教育推進・学生支援部学生課奨学掛へ必要書類を提出してください。ただし、辞退・退学予定者でまだ返還書類が交付されていない者(これから異動手続を行う者等)については、異動手続後、教育推進・学生支援部学生課奨学掛から書類が交付され次第、速やかに提出してください。

(3)既に本年度途中で貸与終了した者（辞退・退学等の手続き済み）

本免除の認定結果が出る前に返還期日が到来する場合がありますので、返還免除を希望する者は、「返還のてびき」記載の「奨学金返還期限猶予願」と「業績優秀者返還免除申請書」のコピーを教育推進・学生支援部学生課奨学掛へ提出してください。奨学金を辞退等した場合で、引き続き大学に在学している者については、在学猶予願を提出することにより奨学金の返還は猶予されます。

(4)新型コロナウイルス感染症に係る免除申請期間の延長対応について

上記延長対応については、昨年度をもって終了しており、本年度終了予定者の延長措置はありません。

担 当

 農学研究科大学院教務掛

TEL075-753-6478

教育推進・学生支援部学生課奨学掛

TEL075-753-2536